「障がい」について知ってみよう

障がいのある方とは、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身機能の障がいのある方で、障がいや社会的障壁によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている方をいいます。

障がいは生まれ持った人、病気や事故で後天的に持つ人、また同じ障がいでも種類や程度も様々なため、一人ひとりの生活のしづらさも必要としている支援も異なります。

■知っていますか？「障害者手帳」

障害者手帳は身体障がいのある方の身体障害者手帳、知的障がいのある方の療育手帳、精神障がいのある方の精神保健福祉手帳の３種類あります。

障害者手帳の等級などに応じて医療費の助成など活用できる制度があります。福祉課窓口にて活用できる制度が記載された「福祉のしおり」を配布していますので、お声がけください。

障害者手帳は適切な支援につながるための１つの手段になりますので、ご自身が対象になるのか、手続きの方法について気になる方は、まず福祉課や主治医へご相談ください。

ご存じですか？「にも包括」

「にも包括」とは「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の略称で、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことです。小諸市では、地域住民、医療、福祉、行政関係者が集い、にも包括の活動を通じて誰にとっても暮らしやすい地域づくりを推進しています。

■12月5日ふれあいまつり「チームにも包括こもろ」参加します

「ふれあいまつり」は、障がい福祉に対する関心や理解が深まり、障がいのある方があらゆる活動に積極的に参加する意欲が高まることを目的に、様々な意識啓発に係る取り組みが展開されるイベントです。小諸市社会福祉協議会が事務局となり、障がい福祉事業所を含む様々なお店が飲食や手作り作品の物販を行ったり、福祉事業所の利用者が作成した作品の展示などが行われています。

▼日時 12月5日(土) 10時～14時

▼場所 小諸市市民交流センター ステラホール

詳細は小諸市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



障がいを知り、共に生きる。

【イエローリボン】
障がいのある人もない人も、共に生きる社会を目指す活動のシンボルマークです。

【12/3▶12/9】障害者週間

【障害者週間】は、障がいや障がいのある方について関心と理解を深め、障がいのある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できることを目的として設けられています。みなさんもこの機会に「障がい」について知り、広める活動にご参加ください。

問　福祉課　福祉係



安全・安心のためにご活用ください

01 ヘルプマーク

義足や人工股関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の人に知らせるマークです。ヘルプマークを身につけている方を見かけた際には、電車の中で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



02 信州パーキング・パーミット制度

「障がい者等専用駐車区画」の適正利用を図るため、障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な方に、県内共通の利用証を交付しています。写真の案内表示がある駐車区画へは、案内表示と同じ利用証を提示した車が優先して駐車できるよう、ご理解とご協力をお願いします。





駐車区画は市役所を含め、様々な施設の駐車場に設置されています。

03 防災バンダナ

外見からは支援が必要であることが分かりにくい障がい者や意思表示の難しい方が災害時に身に着けることで避難所などで周囲の方に支援や配慮が必要であることを伝えやすくするものです。また、手話通訳などの支援にあたる人が一目で分かるようにするために着用することもできます。

福祉課窓口にて交付していますので、必要としている方にご周知いただきぜひご活用ください！





■「ふれあいまつり」へぜひお越しください！

「チームにも包括こもろ」では、市民の方へ「にも包括」や精神障がいについて知っていただくため、にも包括の概要や小諸市での取組みを展示し、すべての人の心の健康に役立つＷＲＡＰ（元気回復行動プラン）の体験会などを予定しています。

ふれあいまつりはどなたでも足を運べるイベントになっていますので、障がいについて知る機会としても、ふらっと遊びに来る場としても、ぜひお立ち寄りください。

広げよう！信州あいサポート運動

あいサポート運動とは、障がいについて知ること、できる範囲でちょっとした手助けを行うことで、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を目指して、みなさんと一緒につくっていく運動です。ちょっとした手助けをする意欲のある方は、研修会等に参加し、あいサポートバッジを受け取ることで、だれでも「あいサポーター」になることができます。



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
© 長野県アルクマ

▲あいサポート運動や研修会等の詳細は上記 HP からご確認ください

注目

障害者虐待防止法は、障がいのある方の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぐ法律です。虐待に気づいた人は、虐待防止センターへの通報義務があります。地域の「見守り」と「気づき」が、虐待防止の第一歩です。

■ 障害者虐待の種類

01 生活の世話や金銭管理などをしている家族や親族、同居人などによる虐待
02 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる虐待
03 障がい者を雇用している事業主などによる虐待

■ どのようなことが虐待になるの？

【身体的虐待】殴る、やけどさせる、身体拘束、部屋に閉じ込める など
【性的虐待】性的行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する など
【心理的虐待】怒鳴る、仲間に入れない、子ども扱いする、無視する など
【ネグレクト】十分な食事や水分を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など
【経済的虐待】年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない など

■「もしかして虐待かも？」そう思ったらまずはご相談ください。
休日や夜間も対応できる体制を確保しています。また通報者の秘密は守られます。

【相談・通報先】小諸市障害者虐待防止センター（福祉課内）　☎ 0267-22-1700（内線 2183）